## 告 示

## 埼玉県告示第七百四十九号

とい 条の二第一項の規定による指定介 自 留 の規定により同条第一項 1 邦  $\mathcal{O}$ 四条第四項に 生活保護法 、 う。 とおり廃止 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 の支援に関する法律  $\overline{\phantom{a}}$ 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) の届出 おい てその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 が 1項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例に (同条第二項及び中国残留邦 によるも した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以 下 のとされた生活保護法第五十四 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者  $\mathcal{O}$ 残

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

三月三十一日	介護予防通所		ステーション川口
平 成 二 十 八 年	通 所 介 護	川口市南鳩ヶ谷三ー一七	セントラルライフケア
四月三十日	療養管理指導介護 予防居宅	0	30 P. 写 F.
平成二十八年	指導 居 密 療 養 管 理	蓮田市根金一八一三一一	· 文· 〇) (本)
	療養管理指導介護予防居宅		
三月三十一日	看護 予 防 訪 問	柳沢ビル 一階	店 と り こ
平 成 二 十 八 年	指導	行田市壱里山町一一三一	語 日 フ リ ニ ツ フ
	訪 問 看 護		
三月三十一日平成二十八年	介護予防支援	<b>一五</b> 児玉郡美里町木部五三八	センター 美里町地域包括支援
廃止年月日	サービスの種類	所在地	名 称